

## 職員の通年轻装勤務の試行について

当企業団では、夏季のCO<sub>2</sub>削減及び節電対策として、毎年5月から10月までを「クールビズ期間」として軽装（ノーネクタイ・ノージャケット等）での勤務を推奨しておりますが、更なる省エネルギーの推進や業務の効率化を一層推進するため、また、働きやすい職場環境づくりのため、次のとおり通年での軽装勤務を試行的に実施します。

### 1 目的

- ・過度に空調に頼ることなく快適に執務できる環境を整備することで、脱炭素社会の実現に向け、省エネルギー、CO<sub>2</sub>削減を推進し、SDGsの取組のひとつであるゼロカーボンアクションとして実行します。
- ・働き方改革の取組の一環として、職員自らが気候や場面などに合わせた軽装で勤務することで、快適で働きやすい職場環境を整え、業務の効率化を図り、住民サービスの向上につなげます。

### 2 取組内容

- (1) 通年でノーネクタイ・ノージャケット等の働きやすい服装で勤務します。
  - ・通年轻装勤務を基本としますが、ネクタイ・ジャケット等の着用を禁止するものではありません。
  - ・議会、式典（企業団主催及び他団体主催）、対外的な会議、執務初め・納め式、辞令交付式等、社会通念上必要と判断される場においては、ネクタイやジャケットを着用してください。
- (2) 気候や業務性質等を適切に判断して、自らの判断で働きやすい服装を選択し勤務します。
  - ・夏季は、ポロシャツなど清涼感のある服装で勤務することを可とします。
  - ・Tシャツについては、基本、着用不可としますが、作業着の下での着用や屋外作業・災害対応時の着用は無地に限り認めます。
  - ・冬季は、セーター・カーディガン、フリース、薄手の防寒着など、重ね着で勤務することを可としますが、コートやネックウォーマー着用での勤務は不可とします。
- (3) 公務員として節度や品位を保ち、住民をはじめ相手方に不快感や違和感を与えない清潔感に配慮した服装を心がけます。

3 対象職員

全職員

4 試行期間

令和7年11月から令和8年3月31日まで

※試行期間中に特段の支障がなければ、引き続き令和8年4月1日より本格実施します。